

主なCLT助成制度

「幅広い建築用途で活用可能な、CLT等木材利用への国の助成制度」を記載しています。
本紙の制度以外にも「建築用途が限定された助成制度」や「CLT利用が要件ではないが、利用すると補助額が加算される助成制度」などがあります。詳しくは、下記のサイトをご覧ください。

[（内閣官房）CLT活用促進のための政府一元窓口](#) > [CLTを活用した建築物への支援制度について](#)

作成：(一社)日本CLT協会 / 更新日： 2025/11/18

No.	主管 省庁	制度名称					建築用途				窓口	募集期間	備考
				支援先	補助率等	条件	民間			公共			
							戸建住宅	集合住宅	その他				
1	林 野 庁	JAS構造材 実証支援事業	【JAS構造材実証支援事業】 非住宅分野を中心とする建築物においてJAS構造材等の消費拡大に向けた普及・実証の取組を支援	建築業者	CLT調達費(木材費・加工費・運搬費) 又は13万円/m3の低い方 上限：1件当たり1,500万円(床面積3,000㎡超は3,000万円)	JAS構造材活用宣言を登録した者 (R5年度までに登録された事業者は更新が必要) ※今回事業申請時点で建築確認済証が発行されているもの	階数：4階建て以上(3階以下は、延床面積500㎡超え又は3階建は1件まで)	○	○	施主：国以外 (国は×)	全国木材組合連合会 電話：03-6550-8540 (平日10：00～17：30)	{R7㊦}25/6/2～6/27 {R7㊦} 25/9/16～10/3	サイト
建築確認申請において、構造計算を行ったことが確認できるもの。													
3		林 野 庁	CLT建築実証事業	協議会方式によるCLT建築物の設計・建築又は部材の性能の実証等の取り組み	建築主等(公共団体、民間等)	設計・建築費への助成：3/10以内 (特に普及性や先駆性の高いもの1/2以内)	先駆性・普及性の実証	×	○	○	○	日本住宅・木材技術センター 電話：03-5653-7662	{R7㊦}25/6/6～7/11 {R7㊦}25/3/14～4/14
4	都市における木材需要の拡大事業		非住宅・中高層建築物等における木質建築資材の利用の実証への支援	建築業者	①耐火・準耐火建築物等 CLT 16万円/m3 ②JAS構造材を利用する建築物 CLTの調達費又は13万円/m3の低い方 (①②とも、上限3,000万円)	都市木利用拡大宣言を登録した者	4階建以上	面積300㎡超え 又は3階建て	○	施主：国以外 (国は×)	全国木材組合連合会 電話：03-6550-8540	{R7㊦}25/7/22～8/8 {R6㊦}24/7/31～25/8/9	サイト
5	国 交 省	優良木造建築物等整備推進事業	木造化の普及に資する優良な木造建築物や先導的な設計・施工技術が導入される木造建築物への支援	建築主等(公共団体、民間等)	①普及枠 調査・設計費の1/2以内 建設工事費の7% (掛増し分の1/3以内) (上限2億円) ②先導枠 調査・設計費の1/2以内 建設工事費の10%以内 (掛増し分の1/2以内) (上限3億円)	主要構造部に一定以上の木材使用など	○	4階建以上（事務所含む）	非住宅（事務所を除く）延床3,000㎡を超えるもの又は階数が3以上のもの	○	木を活かす建築推進協議会 電話：03-6262-8220	{R7㊦}25/4/1～4/30 (II期)23/6/30～7/28 (III期)22/11/4～12/9	サイト
6	環 境 省	ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業	システム・設備機器の導入を支援	建築主等（公共団民間等）	補助対象経費：空調、給湯BEMS導入費等2/3以内 備考：建築物木材利用促進協定に基づき木材を用いる事業、CLT等の新たな木質材料を用いた事業については優先採択を設定	ZEB（ネット・ゼロ・エネルギービル）等	×	○	事務所 店舗 宿泊施設	○	静岡県環境資源協会 電話：054-266-4161	[R7当初] 調整中	サイト
7		LCCO2削減型の先導的な新築ZEB支援事業	システム・設備機器の導入を支援	建築主等（公共団民間等）	補助対象経費：空調、給湯BEMS導入費等3/5以内 備考：建築物木材利用促進協定に基づき木材を用いる事業、CLT等の新たな木質材料を用いた事業については優先採択を設定	ZEB（ネット・ゼロ・エネルギービル）等	×	○	事務所 店舗 宿泊施設	○	静岡県環境資源協会 電話：054-266-4161	[R7当初] 調整中	サイト

※ 各制度の詳細については、当協会からはご回答いたしかねます。募集要項等をご確認のうえ、各窓口へお問合せをお願いいたします。

※ 本紙の内容に起因する損害について、当協会は責任を負いかねます。あらかじめご了承ください。